「著作権についての本会の方針」改訂のお知らせ

2010年3月26日理事会承認

著作権法遵守の徹底が求められている現状を踏まえ，「著作権についての本会の方針」を改訂いたしました．今回の改訂は，従来の方針の趣旨を変更するものではありませんが，著作権の定義や著作権譲渡に関する事項，引用に関する事項などを明確化しています．ご執筆の際には以下をご参照の上「著作権についての本会の方針」を遵守いただきますよう，お願い申し上げます．

【１】執筆に際しての著作権法遵守のお願い

ご承知のように，他人の著作物を引用することは無条件に許されるものではなく，公正な慣行に合致することと，報道，批判，研究その他の目的上正当な範囲内であることが法によって定められております（著作権法第32条）．

著作権法により著作物に係る著作者の権利が法的に保護される反面，著作者の権利を一部制限することにより発表された著作物を第三者が自由に利用することを認める場合があります．例えば著作物の引用の場合は，著作権法で規定された引用の範囲に限り，著作権者の許諾の必要なく自由に利用できるという意味であります．それ以外の利用は転載・複製に該当し，著作権者の許諾が必要となります．

利用したい著作物が著作権法上の引用と転載・複製のどちらに相当するかの判断は必ずしも容易ではありませんが，一応の適法な判断の基準に「主従の関係」と呼ばれるものがあり，引用の目安とされております．例えば，自らの説を強調したり，他説に反論する目的で他の著作物を利用する場合は，自己の著述部分が「主」，引用した部分が「従」に該当すれば，著作権法に規定された引用とみなされます．また，引用は著作物の作成に必要不可欠なものに限り認められます．著者自身の主体的著述に欠けた著作物においては，引用した分量にかかわらずほとんどの場合が転載・複製とみなされますので，著作権者の許諾が必要になります．

【２】著作権の譲渡についての方針とお願い

本会では1987年以降，会誌「トライボロジスト」やトライボロジー会議予稿集などの本会が編集発行するすべての著作物について，著作権を本会に譲渡いただいております．これは単に本会の編集発行に必要な権利を取得することが目的というわけではなく，印刷，出版，公表後の著作物に係る著作者の権利を，著作者だけでなく本会も一緒に管理，監督，保護させていただくことを意味しております．したがって文化的な財産であるところの著作物を，著作者とともに積極的に保護してゆこうという本会の方針をご理解ください．

また近年の電子媒体化とインターネット通信の普及に鑑み，著作権を譲渡いただいていない1987年以前の出版物（本会著作物の記事・論文・資料・教材等）につきましても，乱用防止と著作権保護のため，その著作権は（社）日本トライボロジー学会に帰属するものとして扱って参りますので，ご理解とご協力をお願い申し上げます． (2006年2月24日理事会承認)

〒105-0011　東京都港区芝公園3丁目5番8号
機械振興会館内407の2号室
社団法人　日本トライボロジー学会